

謝金の標準支払基準

平成 30 年 6 月 1 日

(一社) 佐久産業支援センターが適用する謝金の支払い基準は、以下のとおりとする。

1. 標準単価

- (1) 県外講師(税抜き) 日額：50,000円
- (2) 県内講師(税抜き) 日額：30,000円

2. 単価の適用について

- (1) 原則として適用する標準単価は日額であり、時間当たりで支払う場合の単価(以下「時間単価」という。)は、日額を参考に算出すること。
- (2) 時間単価を適用する場合の支払い対象とする時間は、移動時間及び控室等の待機時間を除く会議等への出席による実働時間とする。
- (3) 時間単価を適用する場合の支払い単価は1時間として、端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は、1時間とみなす。
- (4) 所得税については、所得税法に則り源泉徴収を行うこと。(別紙参照)

3. 基準適用除外

- (1) 過去の講師等招聘状況により標準単価を適用しがたい場合は、過去の例による。
- (2) 知名度を考慮し、標準単価では招聘できない講師等の場合は、講師等との折衝又は他団体等の招聘状況を参考とする。
- (3) 講師等了解の上は、標準単価を下回ることは差し支えない。

附則

この基準は、平成30年6月1日から適用する。

(別紙)

復興特別所得税について

(一社) 佐久産業支援センター

平成30年4月1日以降の支払い報酬については、復興特別所得税を併せて源泉徴収する必要があります。

セミナー講師等への報酬支払いにあつては、下記にご留意の上、経費支出伺及び源泉徴収をお願いします。

記

1. 復興特別所得税を含んだ源泉徴収税率

100万円以下の場合	10%	→	10.21%
100万円超の場合	20%	→	20.42% + 102,100円

2. 算出例

(例1)

10,000円の税引き手取額

計算式 $10,000円 \div (100 - 10.21)\% = 11,137.09$

支払額 11,137円 (1円未満切り捨て)

源泉徴収税額 1,137円 ($11,137円 \times 10.21\%$)

(例2)

30,000円の税引き手取額

計算式 $30,000円 \div (100 - 10.21)\% = 33,411.29$

支払額 33,411円 (1円未満切り捨て)

源泉徴収税額 3,411円 ($33,411円 \times 10.21\%$)

(例3)

50,000円の税引き手取額

計算式 $50,000円 \div (100 - 10.21)\% = 55,685.48$

支払額 55,685円 (1円未満切り捨て)

源泉徴収税額 5,685円 ($55,685 \times 10.21\%$)

(例4)

国内非居住者

100,000円の税引き手取額

計算式 $100,000円 \div (100 - 10.21)\% = 111,370.97$

支払額 111,370円 (1円未満切り捨て)

源泉徴収税額 11,370円 ($111,370 \times 10.21\%$) 以上